



発行
東京都

目次

11

告示

○知事指定薬物の指定の失効……………
……………（福祉保健局健康安全全部業務課）…

告示

●東京都告示第三百五十七号

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称
別表のとおり

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和三

年厚生労働省令第四十七号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

令和三年三月二十五日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【別表】

	化学名	通称名
(1)	N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキシブタン-2-イル)-1-プチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	ADB-BUTINACA
(2)	1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	3F-PCP、3-Fluoro-PCP
(3)	3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類	4-AcO-EPT
(4)	エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類	threo-4-Fluoroethylphenidate
(5)	エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類	erythro-4-Fluoroethylphenidate

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

